



No. 1697

平成29年 6月5日  
(2017年) 毎月5日・15日・25日発行

広報 かつしか

発行 / 葛飾区 編集 / 広報課  
〒124-8555 葛飾区立石 5-13-1  
☎ 3695-1111

地域みんなで支え合うまち

【担当課】 福祉管理課 ☎5654 - 8244

## あなたのそばに



## 民生委員・児童委員

100周年

## 民生委員・児童委員とは

- ▶ 民生委員は、地域の中で福祉全般にわたり相談や支援を行っています。全ての委員が児童や妊産婦などを支援する児童委員を兼職している無償のボランティアです。
- ▶ 任期は3年で、地域の推薦を経て厚生労働大臣から委嘱されます。
- ▶ 現在、区内では390人の委員が活動しています。
- ▶ 委員は、地域の中で普通に仕事をしたり生活したりする傍らで活動を行っています。

## 制度は今年で創設

1917年、生活に困窮している人に対して物的な支援ではなく、人が人に寄り添って支援する制度が岡山県で始まりました。

時代と共に内容も変化しながら、現在の民生委員・児童委員制度につながっています。



## 悩みを持った方のために

区全体で年間約7,000件の相談を受けています。

子育ての悩みや高齢の方のひとり暮らしへの不安、障害のある方や生活に困っている方の相談など内容も多種多様です。

相談を受けた委員は、最善の解決策を求めて相談者と一緒に考え、必要に応じて行政機関などへの橋渡しも行います。



## 子育て中の方のために

児童館などで行われる保護者向けの講座・イベントの開催時に、一時的に保護者からお子さんをあずかるなど、子育て中の方が地域で活動しやすい環境を作るお手伝いをしています。



## 高齢の方のために

高齢者の地域での交流活動をサポートし孤立を防止するための高齢者を対象としたイベントの企画・運営に携わっています。



さまざまな場面で活動しています

## 子どもたちのために

区内の小・中学校を訪問して学校長との意見交換などを行い、学校でのさまざまな問題の解決を図っています。また、学校行事にも協力し、登下校の際の見守りパトロールも行っています。



民生委員制度について詳しく知りたい方や  
お住まいの地区の委員に相談をしたい方は、  
**福祉管理課(☎5654 - 8244)**  
までお問い合わせください。

民生委員・児童委員がお住まいを訪問し  
ひとり暮らし高齢者等実態調査を行っています

調査の際は、民生委員・児童委員証を持参しています。

【調査期間】  
6月30日(金)まで

【対象】 区内在住で次のいずれかに該当する方  
▶ 70歳以上のひとり暮らしの方(昭和22年5月1日以前に生まれた方)  
▶ 75歳以上の方のみで構成される世帯の方(昭和17年5月1日以前に生まれた方)

はなしょうぶコール ☎6758-2222  
午前8時～午後8時 年中無休区ホームページ  
<http://www.city.katsushika.lg.jp>区公式ツイッター  
@katsushika\_city

区公式フェイスブックページ